入札説明書

元池廃止測量設計業務

令和８年６月１７日

大津市総務部契約検査課

１　業務概要

(1) 委託業務名　　元池廃止測量設計業務

(2)委託場所　　大津市石山千町

(3)履行期限　　令和９年２月２６日

(4)業務内容　　ため池廃止測量設計業務　一式

(5)予定価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(6)最低制限価格　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(7)支払条件　　業務完了後、一括で支払う。

(8)図面等　　大津市役所総務部契約検査課窓口にて閲覧に供するとともに、大津市入札情報公開システムに掲載する。

２　競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日（以下「公告日」という。）から開札の日までにおいて、令和８年度大津市測量・設計等入札参加者名簿に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)	法令等による登録	建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）による「農業土木部門」の登録を受けていること。
(2)	入札参加申請における希望業種	大津市内に本店を有する者にあっては「建設コンサルタント」、大津市内に本店を有しない者にあっては「建設コンサルタント（農業土木部門）」であること。
(3)	所在地区分	本店又は委任先が近畿府県（滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県）に存すること。
(4)	配置予定技術者	本件業務において、次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。 ア　管理技術者にあっては、次のいずれにも該当する者であること。 (ｱ)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年文部科学省令第４５号）による改正前の技術士法施行規則（昭和５９年総理府令第５号。以下このアにおいて「旧規則」という。）による「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業農村工学」又は旧規則による「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者（イにおいて「特定技術士」という。）であること。 (ｲ)　直接的かつ恒常的な（公告日現在において３か月以上）雇用関係にある者 イ　照査技術者にあっては、次のいずれにも該当する者であること。 (ｱ)　次のいずれかに該当する者であること。

		a　特定技術士である者 b　シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の登録（登録部門を「農業土木部門」とするものに限る。）を受けている者 c　建設コンサルタント登録規程による登録部門のうち農業土木部門について、同規程第３条第１号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者 d　公益社団法人土地改良測量設計技術協会による農業土木技術管理士の登録を受けている者 (ｲ)　ア(ｲ)に掲げる者に該当する者
(6)	その他	ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。 イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。 ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。 エ　大津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 オ　建設コンサルタント登録規程第１２条第１項の規定による登録の停止を受けていないこと。 カ　本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(ｲ)ａにあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。 (ｱ)　資本関係 a　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 b　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 c　ａ又はｂと同視しうる関係にあると認められる場合 (ｲ)　人的関係 a　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）

		が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ⒜　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ⅰ　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ⅱ　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ⅲ　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役 ⅳ　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ⒝　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ⒞　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ⒟　組合の理事 ⒠　その他業務を執行する者であって、⒜から⒟までに掲げる者に準ずるもの ｂ　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合 ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ｄ　ａからｃまでと同視しうる関係にあると認められる場合 キ　次の㈠から㈧までのいずれの場合にも該当しないこと。 ㈠　役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。 ㈡　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。 ㈢　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 ㈣　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを

		不当に利用するなどしていると認められるとき。 (ｵ)　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (ｶ)　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

３　入札参加資格の審査の申請方法

(1)　入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式１）

イ　配置予定技術者届出書（管理技術者用）（様式３－１）

ウ　配置予定技術者届出書（照査技術者用）（様式３－２）

エ　配置予定技術者の技術士登録書等の資格を有する事を証明する書類の写し

オ　配置予定技術者の雇用関係が確認できる書類の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、給与台帳の写し等）

提出に当たっては上記の順番で編集すること。なお、各証明書については、写しも可とする。

(2)　前号に掲げる様式は大津市入札情報公開システムの当該入札公告に添付しているので、ダウンロードし、取得すること。なお、令和８年度大津市測量・設計等入札参加申請において、本店から支店、営業所等へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、提出書類の申請者は受任者でもって記名すること。ただし、履行実績書の記載する内容は本店又は支店契約のものも有効とする。

(3)　様式のサイズは、Ａ４判とし、１部を提出するものとする。

(4)　入札参加資格確認申請書及び誓約書の提出方法

ア　電子入札システムにより入札に参加しようとする場合

電子入札システムにて第３項第１号に掲げる必要書類を提出すること。

添付ファイルの容量が大きく電子入札システムにて送信できない場合は、一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式１）を提出した上で、様式１を含む必要書類を大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。電子入札システムによる様式１の提出を行わずに書類を持参又は郵送した場合は受け付けない。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

イ　紙入札により入札に参加しようとする場合

必要書類全てに紙入札参加届出書を添えて大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。紙入札参加届出書を提出した後は、電子入札システムでの入札参加はできない。ただし、郵送の場合は次号の受付期間内に必着とするので注意すること。

(5)　受付期間

令和８年６月１７日（水）午前９時から同月２６日（金）午後５時まで

４　参加資格審査資料の内容に関する留意事項

(1)　配置予定技術者届出書（管理技術者・照査技術者）（様式３－１、様式３－２）

次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

ア　管理技術者にあっては、次のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第２次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業農村工学」又は技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成２９年文部科学省令第４５号）による改正前の技術士法施行規則（昭和５９年総理府令第５号。以下このアにおいて「旧規則」という。）による「農業土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「農業農村工学」又は旧規則による「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者（イにおいて「特定技術士」という。）であること。

(ｲ)　直接的かつ恒常的な（公告日現在において３か月以上）雇用関係にある者

イ　照査技術者にあっては、次のいずれにも該当する者であること。

(ｱ)　次のいずれかに該当する者であること。

a　特定技術士である者

b　シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）の登録（登録部門を「農業土木部門」とするものに限る。）を受けている者

c　建設コンサルタント登録規程による登録部門のうち農業土木部門について、同規程第３条第１号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けている者

d　公益社団法人土地改良測量設計技術協会による農業土木技術管理士の登録を受けている者

(ｲ)　ア(ｲ)に該当する者

(2)　当該委託業務に配置できる技術者について配置予定技術者届出書に記載するものとするが、一般競争入札参加資格確認申請書の提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者１名に様式１枚とする。

(3)　落札者は、配置予定技術者届出書に記載した配置予定技術者を当該委託業務に配置すること。なお、病休、死亡、退職等の特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

５　入札参加資格の審査及び通知

(1)　入札参加資格は提出された書類により審査し、令和８年７月２日（木）以降に競争参加資格確認通知書にその理由を付し、通知する。紙入札での参加を届け出た者にあっては、入札参加資格が無いとされた場合のみ通知する。

(2)　審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札までに第２項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合、入札者の資格を失うものとする。

６　契約条項を示す場所及び期間

契約書及び設計図書については大津市役所総務部契約検査課において、令和８年６月１７日

（水）から同年７月１３日（月）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時までの期間で閲覧することができる。

７　競争入札の条件等

(1)　入札書受付期間

令和８年７月９日（木）午前９時から同月１３日（月）午後５時まで

(2)　内訳書開封予定日時　令和８年７月１４日（火）午前９時２０分

(3)　開札予定日時　令和８年７月１４日（火）午前９時２０分

(4)　入札の方法

ア　電子入札システムにより入札する場合

電子入札システムにて見積内訳書を添えて入札すること。

イ　紙入札の場合

入札書及び見積内訳書を大津市役所総務部契約検査課（大津市御陵町３番１号）に持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

(5)　入札保証金　大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「契約規則」という。）第５条による。

(6)　予定価格　　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(7)　最低制限価格　落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。

(8)　契約保証金　契約規則第２４条による。

(9)　入札回数　３回までとする。

(10)　支払条件　完成時払とし、全ての検査合格後、適法な請求を受けた日から３０日以内とする。

(11)　落札者の決定方法

落札者は、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者とする。

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合はくじにより決定する。

なお、落札者と決定された日から７日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約を締結する日までの間に落札者が第２項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(12)　入札に関する注意事項

ア　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札すること。

イ　入札時には必ず見積内訳書を提出すること。見積内訳書の税抜き合計額と入札書記載金額は一致させること。見積内訳書は一式計上ではなく、積算根拠（「人工×単価」等）がわかる内訳書とし、「入札にかかる見積内訳書の取り扱いについて」により作成する。

ウ　紙入札参加届出書を提出した者の入札書及び見積内訳書の提出は、持参又は郵送により行

うこと。この場合において、入札書等は「紙入札における入札書提出用封書記載方法」により、封筒に入札書及び見積内訳書を封かんし、提出すること。入札書及び見積内訳書に記載する入札日は、開札予定日の日付を記入すること。開札予定日以外の日付を記載した場合、入札は無効とする。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

エ　入札説明会

実施しない。

オ　質問について

疑義等がある場合には令和８年７月６日（月）午後５時までに質問書（様式は大津市入札情報公開システム掲載のものを使用）を大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。質問項目がない場合は提出不要

送信先アドレス　otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号　　０７７－５２８－２７２０

質問回答予定日

令和８年７月８日（水）　大津市入札情報公開システム上に掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問に限ることとし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。

カ　入札の無効

入札を無効とするものは、契約規則第13条並びに「電子入札心得」及び「入札にかかる見積内訳書の取扱い」についての規定のとおりとする。

キ　入札の辞退

電子入札で入札に参加する者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。紙入札参加届出書を提出した者にあっては、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を提出するまでの間に限り、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することにより辞退することができる。ただし、郵送の場合は第１号の受付期間内に必着とするので注意すること。

ク　その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則、大津市建設工事等電子入札実施要領及び電子入札心得による。

８　受付期間等に係る留意事項

受付期間については市の休日を除くものとし、電子入札システム等の利用可能時間等は次に掲げるとおりとする。

⑴　電子入札システムの利用可能時間　午前８時から午後１０時まで

⑵　入札情報公開システムの利用可能時間　午前６時から午後１１時まで

⑶　大津市役所総務部契約検査課における受付時間帯　午前９時から午後５時まで（正午から午

後１時までを除く。）

９　電子契約について

⑴　電子契約を希望する場合は、落札決定後、速やかに電子契約利用申出書を提出すること。
（提出先：otsu1219@city.otsu.lg.jp）

⑵　電子契約利用申出書は案件ごとに提出すること。

１０　この入札に関する問合せ先

〒520-8575　大津市御陵町３番１号
大津市総務部契約検査課契約係　　電話０７７－５２８－２７２０